

## 別紙様式 4

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地使用料（長期）西表熱帯林育種技術園	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 （茨城県日立市十王町伊師3809-1）	令和4年4月1日	沖縄森林管理署 （沖縄県那覇市壺川3丁目2-6壺川ビル3階）	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	1,158,000	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31
土地使用料（長期）北海道育種場	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 （茨城県日立市十王町伊師3809-1）	令和4年4月1日	石狩森林管理署 （北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70-番）	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	7,215,000	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31
土地使用料（長期）関西育種場	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 （茨城県日立市十王町伊師3809-1）	令和4年4月1日	岡山森林管理署 （岡山県津山市小田中228-1）	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	9,328,200	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31
土地使用料（長期）関西育種場 山陰増殖保存園	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 （茨城県日立市十王町伊師3809-1）	令和4年4月1日	鳥取森林管理署 （鳥取県鳥取市東町2丁目325）	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	1,344,600	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地使用料（長期）関西育種場 四国増殖保存園	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 (茨城県日立市十王町伊師3809-1)	令和4年4月1日	高知中部森林管理署 (高知県香美市 物部町大栃 1 5 3 9)	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	4,868,004	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31
土地使用料（長期）九州育種場	森林総合研究所 林木育種センター 所長 今泉裕治 (茨城県日立市十王町伊師3809-1)	令和4年4月1日	熊本県知事 (熊本県熊本市 水前寺6-18-1) 7000020430005	会計規程第40条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	53,447,883	—	—	—	—	—	複数年契約 R4.4.1- R7.3.31
端末におけるブラウザ更新に伴う人事給与システム検証・改修業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和4年4月18日	スマカン(株) (東京都品川区南大井6-26-2) 8010001129689	会計規程第40条第1項第1号「随意契約の基準」1-(2)-カ 特殊な機器の維持管理又は改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき	—	1,478,400	—	—	—	—	—	
初夏の食品交換に関するアンケート調査業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和4年4月25日	多摩源流こすげ (山梨県北都留郡小菅村1911) 2090005003541	会計規程第40条第1項第1号「随意契約の基準」1-(2)-イ 研究・実験を継続的に実施している場合における観測データ等の連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器及び材料並びに技術等であって、業者が一に限定されるものを当該業者から購入又は行わせるとき	—	1,445,950	—	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。